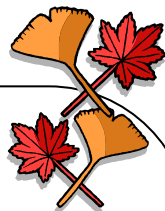




事務所からのお知らせ



年末の仕事について

12月給与・賞与が確定しましたら、
すぐ年末調整を行える準備をしましょう。
賞与を出すと、社会保険の届出の提出が必要です。
年末年始の休暇の予定は早めに得意先・仕入先などの
関係する会社に連絡しましょう。
【竹内会計の冬期休暇は12/29(火)午後～1/4(月)です】

年明けの届出や納付について

1月12日：源泉所得税の納付期限です。
納期の特例の会社は半年分の納付です。
納期限の特例の会社は1月20日納付でOKです。
1月末：法定調書合計表の提出
と償却資産の申告の期限です。 (柳沢)



☺ 労務の基本 ～子ども手当と児童手当～

民主党が打ち出した「子ども手当」は中学生までは1人月額26,000円を支給するという目玉政策です。では、現行制度の児童手当との違いはどこにあるのでしょうか？

支給年齢が異なります。
子ども手当が中学卒業までを対象にしているのに対し、児童手当は小学校卒業までを対象とします。

支給額が異なります。
子ども手当が1人26,000円に対して児童手当は3歳未満10,000円、高校卒業までの子が3人以上いる場合は3人目～10,000円でそれ以外の小学生卒業までの子に5,000円が支払われます。(少し計算がややこしいですが…)

所得制限が異なります。児童手当が所得制限があるのに対し、子ども手当は所得制限がありません。これについては、富裕層にも支給する必要があるのかという、定額給付金の時と同じ論議が起きています。「子ども手当」により子供を持つ、増やそうという方向に進み、少子高齢化問題の解消につながればとてもいい政策となるのですが… (衣川)

